

健長 第 3069 号

令和4年10月21日

各高齢者福祉施設管理者 殿
(甲府市内の施設を除く)

山梨県福祉保健部健康長寿推進課長
(公 印 省 略)

高齢者施設における新型コロナウイルス感染症患者発生時
アクションカードの改訂と活用について (通知) (依頼)

日頃から、本県の高齢者福祉施策の推進に御協力いただき感謝申し上げます。

さて、今秋以降の新型コロナの感染拡大においては、これまでの感染拡大を大幅に超える感染者が生じることもあり得るとされ、季節性インフルエンザとの同時流行が懸念されているところです。

今夏のクラスター事例等では、職員による感染持ち込みを原因とする感染拡大が散見されたことから、日常の健康管理や基本的な感染対策の徹底をお願いします。

また、クラスターが起こりうることも前提に平時から業務継続計画 (BCP) の作成や感染症に関する職員研修、適切なゾーニングが実施できるような訓練、感染対策物資の確保などに取り組んでいただくと共に、効果的な換気の徹底 (休憩室や車中含む) をお願いします。

感染の再拡大に備え、職員や利用者に体調不良者や陽性患者が発生した際に迅速・的確に対応していただけますよう、山梨県 COVID-19 専門家会議 三河先生監修のもと、アクションカードを改訂いたしましたので活用してください。

なお、施設責任者におかれましては、管轄保健所に陽性者数の報告と疫学調査の要請をする際に別添「新型コロナウイルス感染症事例が発生した場合の管轄保健所への報告様式」を御活用ください。

この通知により令和4年7月29日付け健長第1841号「新型コロナウイルス感染症患者に係る保健所が行う患者情報聴取の迅速化に伴う情報提供について (通知) (依頼)」を廃止します。

福祉保健部健康長寿推進課

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1

e-mail : chouju@pref.yamanashi.lg.jp

FAX : 055-223-1469

・介護サービス振興担当

TEL : 055 (223) 1455

・介護基盤整備担当

TEL : 055 (223) 1451